

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

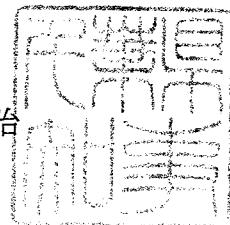
住 所 神奈川県川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号

氏 名 日本ダスト 株式会社  
代表取締役 吉野 建介

優 良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄治



許可の年月日 平成29年6月21日

許可の有効年月日 平成36年6月20日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

#### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。），  
イ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。），ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。），エ 感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。），オ 廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。），カ 廃PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。），キ 廃石綿等、ク 特定有害産業廃棄物（鉛さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成5年9月24日 新規許可

平成29年6月21日 更新許可（優良認定）

平成30年9月13日 変更許可（2品目の追加）

### 4. 積替え許可の有無 寸・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

### 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 寸・無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 許可証別紙1

## 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

有害物質 廃棄物名	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
ジアン化合物					○	○	○
PCB					—	—	—
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロパン				○	○	○	○
チカラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベニカルフ					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
ダイオキシン類		○	○		○	—	—
1, 4-ジオキサン		○		○	○	○	○

この書きしは証明に用いることはできません